

## 2 選挙の概要

平成23年11月27日に執行された今回の選挙は、市長選挙にあつては、昭和22年に第1回の選挙が行われてから19回目、知事選挙にあつては、同じく昭和22年に第1回の選挙が行われてから18回目に当たる選挙となり、両選挙が同時に執行されるのは、昭和46年以来、40年ぶりのことであつた。

今回の選挙は、現職の知事が辞職して市長選挙に立候補するなか、「大都市制度のあり方」を争点として選挙戦が展開されることとなつた。

以下は、この選挙の概要である。

### 1 選挙期日

市長の任期満了による選挙は、公職選挙法（以下「法」という。）の定めにより、任期の終わる日の前30日以内に行わなければならないことになっている。具体的には、市長の任期の終わる日が平成23年12月18日であることから、同年11月18日から12月17日までの間に選挙を行うべきこととなつたものである。

よつて、市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）は、平成23年7月21日に委員会議を開催して、平成23年11月27日の日曜日を選挙期日（投票日）とすることに決定した（この決定により、11月13日に選挙期日の告示が行われた。）。

これは、できるだけ年末の繁忙期を避けることにより、有権者の投票参加を期待して定められたものである。

その後、単独市長選挙での準備を進めつつも、報道等の情報で知事の退職による選挙との同時選挙となる事が予想されたため、同時選挙も想定して慎重に準備を進めていたところ、平成23年10月22日の知事の退職の申立てに伴い、市長選挙・知事選挙が同時選挙として執行されることが府選挙管理委員会（以下「府委員会」という。）において決定された（この決定により、11月10日に選挙期日の告示が行われた。）。

なお、知事の退職による選挙については、法の定めにより、府委員会が府議会議長から知事が退職した旨の通知を受けてから50日以内に行わなければならないこととされている。

### 2 立候補予定者説明会

市長選挙に係る立候補予定者に対する説明会は、10月13日（木）午前9時30分から市役所内P1会議室で開催し、立候補予定者4名その他関係者に対し、立候補届出の手續、選挙運動の概要等について説明を行った。

なお、知事選挙に係る立候補予定者に対する説明会は、10月24日（月）午後2時から市町村会館で開催された。

## 3 選挙人名簿

### (1) 市長選挙

選挙時登録の手續についても、8月24日開催の市委員会において次のとおり決定した。

被登録資格の決定の基準となる日 平成23年11月12日  
（ただし、年齢は選挙の期日により算定する。）

登録を行う日 平成23年11月12日

縦覧に供する期間 平成23年11月13日

なお、選挙人名簿の登録の移替えについては、平成23年10月18日までに異動届のあつた者について行うこととし、10月19日から11月27日の間これを停止した。

11月12日現在の大阪市における選挙人名簿登録者数は、男103万3,801人、女110万259人、総数213万4,060人であつた。これを平成19年11月18日に行われた市長選挙（以下「前回市長選挙」という。）における登録者数と比較してみると、総数で3万1,349人増加している。

### (2) 知事選挙

知事選挙における選挙人名簿の登録手續については、次のとおり行った。

被登録資格の決定の基準となる日 平成23年11月9日  
（ただし、年齢は選挙の期日により算定する。）

登録を行う日 平成23年11月9日

縦覧に供する期間 平成23年11月10日

11月9日現在の大阪市における選挙人名簿登録者数は、男103万3,683人、女110万86人、総数213万3,769人であつた。これを平成20年1月27日に行われた知事選挙（以下「前回知事選挙」という。）における登録者数と比較してみると、総数で3万539人増加している。

一方、大阪府全体の登録者数は712万4,577人で前回知事選挙と比較して3万3,607人増加している。

## 4 候補者

### (1) 市長選挙

候補者の届出の受付は、11月13日午前8時30分から市役所内P1会議室で開始され、平松邦夫（無所属）、橋下徹（大阪維新の会）の順に2氏が届出を行った。

### (2) 知事選挙

候補者の届出数は、届出順に、倉田かおる（市町村長連合と府民の会）、中村勝（二十一世紀日本維新会）、マック赤坂（スマイル党）、岸田修（無所属）、

梅田章二（無所属）、松井一郎（大阪維新の会）、高橋正明（無所属）の7氏となった。

## 5 ポスター掲示場

市長選挙及び知事選挙におけるポスター掲示場を、市長選挙については「大阪市選挙ポスター掲示場条例」により、また、知事選挙については法の定めにより、それぞれ設置した。

設置数は2つの選挙とも、平成23年6月2日の選挙人名簿定時登録日現在における、各投票区の選挙人名簿登録者数及び面積によって算定し、全市で2,807箇所（前回市長選挙2,800箇所、前回知事選挙2,798箇所）であった。

市長選挙のポスター掲示場の区画数は、平成23年9月16日の市委員会で、10区画（前回市長選挙10区画）と決定した。

知事選挙のポスター掲示場の区画数は、平成23年9月26日の府委員会で、10区画（前回知事選挙10区画）と決定されたが、その後立候補予定者が増加したことから、急遽10月30日の府委員会で、14区画に増枠された。



## 6 個人演説会

法の定めにより候補者が個人演説会場として使用できる公営施設の数、市全体で789箇所であった。

内訳は、学校が740箇所、区役所附設会館等が47箇所、市委員会の指定した施設が2箇所である。

公営施設使用の個人演説会開催状況をみると、延べ82回（市長選挙33回、知事選挙49回）開催されている。

公営施設の数及び使用状況（大阪市内分）

		総数	学校	公会堂 (区役所附設会館等)	その他
公営施設の数		789	740	47	2
使用状況 (延べ)	市長	33	22	11	0
	知事	49	33	16	0

## 7 選挙公報

選挙公報は、執行される両選挙について発行された。

市においては「大阪市選挙公報条例」により、また、府においては法の定めにより発行され、選挙期日の前日までに選挙人の属する各世帯に配布された。

## 8 政見放送

今回の知事選挙において、11月16日から11月24日までの間に、候補者1人につきテレビで5回（NHK、テレビ大阪各2回、関西テレビ放送1回）、ラジオで3回（NHK2回、毎日放送1回）計8回の政見放送が行われた。

1回の放送時間は、いずれも候補者1人につき6分以内（政見放送5分30秒以内、経歴放送30秒以内）であった。

## 9 投票

### (1) 投票区の概況

本市の投票区の総数は、366投票区で、前回市長選挙・知事選挙時と同数である。

投票区の状況の選挙人数規模別内訳は次表のとおりである。

投票所に使用した施設は、学校、幼稚園の施設に設けているものが328投票区と全体のほとんどを占め、残りの38投票区の投票所は、区役所、区役所附設会館、保育所等の施設に設けている。

選挙人規模別投票区数

選挙人規模 (人)	～ 2,999	3,000 ～ 4,999	5,000 ～ 7,999	8,000 ～ 9,999	10,000 ～ 12,999	13,000 ～	総数
投票区数	45	99	154	48	17	3	366

### (2) 投票の状況

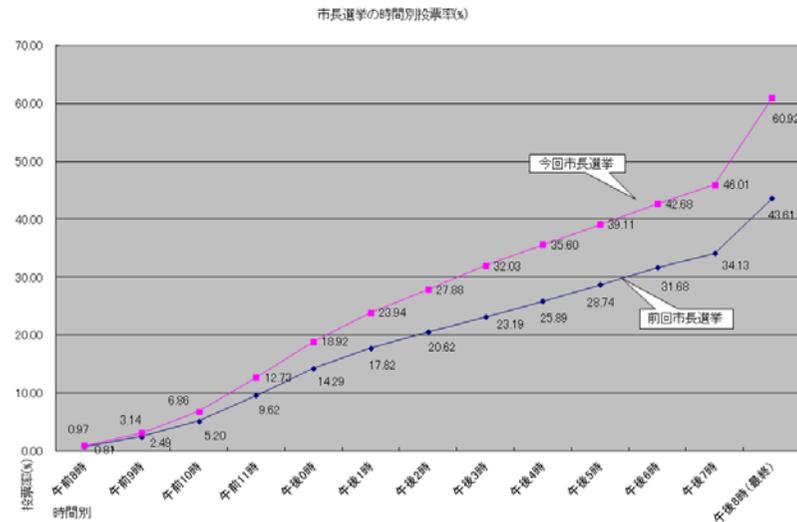
投票は11月27日（日）午前7時から市長選挙→知事選挙の順序で開始された。

当日は、薄曇の天候となった。

投票結果を市長選挙についてみると、選挙当日有権者数210万4,977人、投票者数128万2,318人、投票率60.92%となり、前回市長選挙と比較すると、選挙当日有権者数は3万1,762人、投票者数は37万8,264人増加し、投票率についても17.31ポイント上回った。

区別投票率を市長選挙についてみると、阿倍野区の67.34%が最も高く、次いで天王寺区64.66%、城東区64.38%、旭区63.63%の順で続いており、逆に最も低かった区は浪速区の48.87%で、次いで西成区の55.63%、東淀川区の57.78%となっている。

時間別の投票状況については次図のとおりであり、投票率は全ての時間帯で前回投票率を上回る結果となった。



### (3) 期日前投票・不在者投票

市長選挙についてみると、期日前投票者数は、23万8,407人(投票者数の18.59%)であった。この数に不在者投票者数1万696人を加えると24万9,103人(同19.43%)となり、前回市長選挙での期日前投票者数と不在者投票者数の合計14万6,470人(同16.20%)と比べると10万2,633人増加し、投票者数に占める割合も3.23ポイント上回った。

区別の期日前投票者数の状況を見ると、平野区が17,627人と最も多く、次いで住之江区の16,467人、城東区15,485人となっている。逆に最も少なかったのは、浪速区4,943人で、次いで此花区の6,007人、福島区6,456人となっている。

期日前投票事由別では、職務又は業務等に從事中の者(法第48条の2第1項第1号該当者)が最も多く、12万1,033人と全体の50.77%を占め、次いで用務などのため投票区の区域外に旅行中等の者(同項第2号該当者)10万7,973人(全体の45.29%)、疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障がいなどで歩行が困難な者等(同項第3号該当者)9,040人(同3.79%)、区の区域外へ転出している者(同項第5号該当者)361人(同0.15%)となっている。

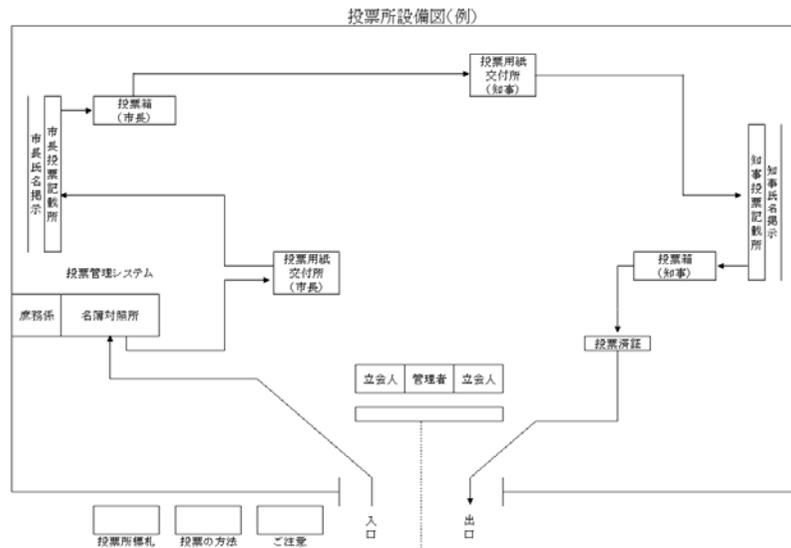
区別の不在者投票者数の状況は、平野区が810人と最も多く、東淀川区が686人、城東区が657人と続いている。逆に最も少なかったのは、福島区の168人で、次いで中央区228人、浪速区248人となっている。

不在者投票事由別では、疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障がいなどで歩行が困難な者等が最も多く、10,017人と全体の93.65%を占めている。次いで郵便等による不在者投票者が349人(同3.26%)、職務又は業務等に從事中の者253人(同2.37%)、用務などのため投票区の区域外に旅行中等の者58人(全体の0.54%)、区の区域外に転出している者19人(同0.18%)となっている。

不在者投票者数のうち、郵便等による不在者投票者数を除いた10,347人について、不在者投票管理者別にみると、指定病院、老人ホームの長等のもとで投票した者が最も多く、9,834人と95.04%を占め、滞在地等の選挙管理委員会の委員長のもとで投票した者が322人(同3.11%)、刑事施設の長又は警察留置場の管理者のもとで投票した者175人(同1.69%)、選挙人の属する区の選挙管理委員会の委員長のもとで投票した者15人(同0.15%)、少年院の長又は婦人補導院の長のもとで投票した者1人(同0.01%)となっている。

### (4) 代理投票・点字投票

市長選挙でみると、代理投票をした者は2,749人、点字投票をした者は386人であった。区別等の状況については、後記「8(11)代理投票者数及び点字投票者数」に記載のとおりである。



## 10 開票

開票は、11月27日(日)午後9時から市内24開票所において、市長選挙・知事選挙を同時並行して一斉に開始された。なお、開票事務については、市長選挙・知事選挙ともそれぞれ72人の開票立会人のもとで、総数3,513人の職員等が開票事務に従事した。

### (1) 開票状況

市長選挙については開票開始後2時間52分後に、知事選挙については開票開始後2時間56分後に全区で開票が終了した。

開票結果を市長選挙についてみると、本市計で有効投票数127万3,454票、無効投票数8,804票、持ち帰り32票、不受理28票であった。

### (2) 無効投票

無効投票は市全体で、市長選挙では8,804票(投票総数に占める割合(無効投票率)0.69%)、知事選挙では25,608票(同2%)となっている。

この内訳を市長選挙でみると、「白紙投票」が最も多く、4,988票と全体の56.66%を占め、次いで、「単に雑事を記載したもの」1,349票(同15.32%)、「単に記号、符号を記載したもの」864票(同9.81%)、「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの」810票(同9.2%)、「候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」338票(同3.84%)、「2人以上の候補者の氏名を記載したもの」253票(同2.87%)、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」199票(同2.26%)、「候補者の氏名を自書しないもの」2票(同0.02%)、

「所定の用紙を用いないもの」1票(同0.01%)となっている。

なお、知事選挙では「白紙投票」がこの選挙の無効投票全体の68.08%を占めて最も多く、「単に雑事を記載したもの」が同12.45%とこれに次いでいる。

## 11 選挙会

市長選挙の選挙会は、11月28日(月)午前10時から市委員会室で開催し、各開票区からの開票結果の報告を調査し、被選挙権の調査の結果を受理したのち、直ちに当選人の告示を行い、当選人にその旨告知するとともに、同日、橋下徹氏に対し当選証書を付与した。

知事選挙の選挙会は、11月28日(月)午前10時から府の第3委員会室において開催され、当選人が決定され、松井一郎氏が当選した。

## 12 政治活動

今回の選挙に関して、確認政治団体(確認団体)の届出を行ったのは、市長選挙については市委員会に対して2団体、知事選挙については府委員会に対して3団体であった。それぞれの確認団体の政治活動に関する届出等の状況は、後記「11確認政治団体の状況」に掲載のとおりである。

## 13 選挙啓発

報道等の情報で知事選挙と同時選挙となる事が予想されたため、啓発事業計画のうち選挙名及び期日前投票期間等が変更となることで影響のある調達等を凍結していたことにより、告示日までの期間が短く、実施を断念し計画を変更した事業もあったが、投票率の低い若年層に対する啓発に工夫を凝らしつつ、幅広くきめ細かい事業を実施した。

(1) 10月24日には、市及び各区の選挙管理委員会等において、この選挙を今後の市政及び府政の方向を決定する極めて重要な意義を有する選挙と位置づけ、この選挙が明るくきれいに行われることを期待するとともに、有権者各位がこの選挙の重要性を認識し、こぞって投票に参加されるよう訴える「宣言」を行った。

(2) 選挙イメージを統一するため、本市の選挙マスコット「センキョン」を啓発ポスターや看板等各種啓発の媒体に使用した。

今回のポスター等のデザインについては、「あなたの一票が未来への切符」を表現コンセプトに、「意思」＝「一票」が電車のように繋がる様を、青空の中で描くことで、明るくポジティブに表現し、一票の大切さを視覚で捉えやすくしたものを採用した。

(3) 看板幕類による呼びかけとしては、市庁舎前に大看板及び大懸垂幕、区役所庁舎に立看板、のぼり及び懸垂幕、市施設等市内各所に立掛看板を、小売市場、商店

街等に横断幕、貼り幕を掲出した。

- (4) ポスター等による投票の呼びかけとして、4種類（B2版、B3版、B3ワイド版、A3版）のポスターを作成し、JR私鉄市内各駅、市バスを含めコンビニ等市内一円に掲示したほか、地下鉄には、つり革広告、窓ステッカーとともに掲出した。また、JR環状線の駅自動改札機にステッカーを貼付した。
- (5) スポット放送等については、ポスター等のデザインと連動したアニメーションを作成し、街頭大型ビジョンや映画館の本編上映前に放映した。また、今回初めての取組として、インターネットラジオ（radiko）で放送とバナーを連動させた。その他地下鉄車内、駅構内放送についても実施した。
- (6) インターネットによる啓発として、市委員会のホームページに市長・知事選挙の特集ページを作成し、選挙期日をはじめ、投票できる方の範囲、立候補者氏名等、期日前投票・不在者投票の周知や投票所の地図データを掲載した。また、投票日当日は、投開票速報として1時間ごとの投票者数と開票結果を掲載した。

また、携帯電話の利用者が外出先でも選挙結果を知ることができるように利便性を考慮し、大阪市携帯版サイト「大阪CITY NAVI」において開票結果を公開した。
- (7) 啓発自動車による巡回啓発として、告示日の翌日から投票日までの間、各区の啓発自動車及び環境局の清掃パッカー車による巡回啓発を行った。

また、水道局広報車により投票日前日と当日に巡回啓発を行った。
- (8) 若年層に対する啓発として、大阪市立大学キャンパス内に選挙啓発ポスター、立掛看板、のぼりの掲示を行った。また、大学祭パンフレットに選挙期日等を周知する広告を掲載し、街頭啓発も行った。

市内大学の学生食堂や、コンビニではし袋を利用した啓発を行った。  
キンチョウスタジアムで開催されたJ1サッカーの公式戦のハーフタイム等で、サポーターキッズによる大横断幕啓発、またリボンビジョンによる啓発を実施した。  
フリーペーパー「R25」に広告掲載を行った。
- (9) 街頭啓発としては、市役所庁舎前で20歳の男女の有権者代表に投票へ向けたメッセージを読み上げてもらい、大学吹奏楽部の演奏や大学チアリーダー部による演技による啓発行事を実施し、引き続き御堂筋のパレードを行った。また、各区においては、区の特性を生かした区自主啓発など啓発物品の配布をおりまぜて、きめ細かく多彩に実施した。
- (10) 大阪市役所1階市民ロビーについて、「平成23年度明るい選挙推進ポスターコンクール」の本市受賞作品を展示するとともに、市長選挙啓発ポスターを掲出し、

来庁された方の選挙に対する関心を高め、選挙期日等の周知に努めた。

- (11) その他の啓発としては、市庁舎及び各区役所庁舎の出入り口付近に、「トークンセンキョン」を設置し、地下街や商店街では投票参加を呼びかける啓発テープの放送を実施した。

※ 統一標語 「さあ投票 選挙の主役は あなたです」

## 14 その他

- (1) 「投票案内状」の発行  
今回の選挙においても、選挙人に対し、個別に投票総参加を呼びかけるため、選挙名、選挙期日及び投票所案内図等を記載した「投票案内状」を世帯ごとに封書で郵送した（発送通数：128万5,498通、発送枚数210万8,231枚）。また、府内へ転出した旨の表示がされている者に対しても、選挙期日及び不在者投票宣誓書・請求書等を記載した「投票案内状（市外転出表示者）」を封書で郵送した（発送通数：4,549通、発送枚数5,532枚）。
- (2) 投票管理システム  
投票管理システムは、端末同士のネットワーク接続の有無、台数により、3つのパターンでの構成で運用を行った。具体的には、1台の端末で構成するスタンドアロン版、2台以上の端末を接続して構成するアクセス版、SQLサーバを登載した端末を含む4台以上（一部の投票所では2台又は3台）の端末及び外部ハードディスクを接続して構成するSQL版である（投票管理システムとは、従来の製本された選挙人名簿抄本による手作業の受付に替えて、投票案内状に記載されたバーコードを読み取って受付を行うシステムのこと）。

今回の選挙においては、このうちアクセス版について不具合が生じたため、広範囲にわたり投票の受付処理に遅延をきたす事態となった。市委員会においては、二度とこのような事態が生じることのないよう、平成24年3月6日に「投票管理システムの不具合に係る再発防止策等について」を公表し、再発防止と危機管理体制の改善を進めている。
- (3) 視覚に障がいがある選挙人の選挙権行使の支援策  
視覚に障がいがある選挙人の選挙権行使を支援するため、市長選挙においては、毎日新聞社発行の「点字毎日（号外）」（選挙公報の全文を点字化したもの）を市委員会で購入し、希望者に郵送した。

また、選挙公報を音訳し録音したカセットテープを、市委員会が早川福祉会館に依頼して作成し、希望者に郵送した。

一方、知事選挙においては、財団法人大阪府視覚障害者福祉協会が発行する「月刊

府視協号外」(選挙公報の全文を点字化したもの)及び「選挙のお知らせ」(選挙公報の全文をカセットテープに録音したもの)を府委員会で購入し、希望者に郵送した。

また、投票所においては、点字による「候補者名簿」(市長・知事選挙とも)を備え付けるとともに、点字投票用紙に選挙の種別が識別できるように用紙の左上に「市長」又は「知事」と識別用点字を記載(エンボス加工)する等の支援策を講じた。

さらに、世帯ごとに郵送する投票案内状については、視覚に障がいがある選挙人の世帯用の封筒及び選挙人の投票案内状に、投票案内の要点を示した点字シールを貼付した。

また、今回の選挙から、同一世帯に視覚に障がいがある選挙人が複数人いる場合には、当該選挙人ごとの投票案内状の氏名欄に、それぞれの氏名の点字シールを貼付した。

#### (4) 聴覚に障がいがある選挙人の選挙権行使の支援策

聴覚に障がいがある選挙人の選挙権行使の支援を図るため、手話通訳者を投票所または区本部に配置し、選挙人からの申出(予約)に応じて該当する投票所へ派遣する体制をとった。

また、筆談にも迅速に対応できるように、区役所等の期日前投票所及び各投票所にホワイトボードを備え付けた。

#### (5) 投票所スロープの設置

身体に障がいがある選挙人や高齢の選挙人に投票所施設内の通行を容易にするため、投票所施設の入口から出口に至る経路上に段差がある投票所施設のうち、設置可能な投票所に仮設スロープを設置した。